平成２８年（フ）第４６号
北海道帯広市西八条南４丁目５番地　ニューハイム１－Ｈ号室
債務者　西尾　京子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
北海道河東郡音更町ひびき野西町１丁目８番地11　コーポラスＤＡＮ２　１－Ａ
債務者　高山　友子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
山形県鶴岡市井岡字和田332番地３、前住所山形県鶴岡市城南町38―18桂リバティハイツ103
債務者　打田　亮輔
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２６号
福島県会津若松市新横町２番35号　ポーセリア101、前住所福島県喜多方市字経壇16番地
債務者　小椋せき子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
愛知県豊田市平芝町８丁目３番地９　第２マンション龍208号
債務者　松井　智秋
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
香川県高松市室新町1134番地２　ジャスト・モアナ107
債務者　松下　正明
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
香川県丸亀市柞原町793番地２大津マンション103号
債務者　花谷　文夫
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８２号
沖縄県島尻郡南風原町字新川208番地８
債務者　澤岨美由紀
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―1005号　県営天久高層住宅
債務者　外間　一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６１号
千葉市中央区星久喜町948番地７　セントラルアベニュー201号
債務者　大島　弘子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
千葉県市川市市川１丁目１番１―602号（市川メトロプラザ５）
債務者　宮崎　利洋
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９６号
千葉市中央区東本町14番９号　あいハートハイツ202号
債務者　淺野　**龍**一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０７号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目６番22―201号
債務者　水野　貢
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地107号室
債務者　山崎　栄樹
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
長野市大字川合新田1496番地１　ハイツリバーシティー101
債務者　北沢　力
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
兵庫県加古川市尾上町長田95番地の６
債務者　明珍　恭子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部